

松戸市建設工事最低制限価格取扱要綱の一部を改正する新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格(税抜き)は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の70を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に100分の<u>95</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額</p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格(税抜き)は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の70を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に100分の<u>97</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 直接工事費の額に100分の55を乗じて得た額</p>